

令和6年2月20日

浦添市議会議長 殿

議会運営委員会
委員長 濱 崎 早 人

議会運営委員会視察報告書

令和6年1月16日から令和6年1月18日まで、議会運営視察を実施いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---------|---|-------|----------|------------|
| 1 視察期間 | 令和6年1月16日（火）～令和6年1月18日（木） | | | |
| 2 視察場所 | 埼玉県川越市議会 | | 東京都目黒区議会 | |
| 3 視察項目 | ・川越市議会ハラスメント根絶条例
・目黒区議会BCP（業務継続計画）について | | | |
| 4 視察参加者 | 濱崎早人 | 具志堅興一 | 大城 翼 | 比嘉武宏 |
| | 仲間 烈 | 上原聖也 | 儀間光秀 | 金城大輔 |
| | 亀川雅裕 | 古波蔵保尚 | 當間清春 | 仲程淳也（※副議長） |
| 5 調査内容 | 別紙のとおり | | | |

視察日	令和6年1月17日（水）
視察先	埼玉県川越市 人口 352,717人（令和6年1月4日現在） 市面積 109.13㎢ 議員定数 36人
視察市の概要	川越市は、武蔵野台地の東北端に位置し、面積109.13㎢、人口35万人を超える都市である。大正11年（1922）に埼玉県内で初めて市制を施行、昭和30（1955）年には隣接する9村を合併し現在の市域となった。平成15（2003）年には埼玉県内で初めて中核市に移行、令和4（2022）年12月に市制施行100周年を迎えている。都心から約30kmの首都圏に位置するベッドタウンでありながら、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を有している。古くは新河岸川の舟運や川越街道で江戸とつながっていたことから、江戸文化の影響を多く受け、今も江戸の情緒を色濃く残し、蔵造りの町並みやユネスコの無形文化遺産に登録された川越氷川祭の山車行事（川越まつり）など魅力ある歴史的・文化的遺産が数多く残っている。
調査項目	川越市議会ハラスメント根絶条例
調査理由	本市では、令和5年8月に執行部（職員課）が実施した匿名のアンケート調査において議員におけるハラスメントがあったことが確認された。それを受けて、令和5年9月定例会において本市議会におけるハラスメントを調査し対策を講じるため、ハラスメント調査対策特別委員会が設置されている。川越市議会における「川越市議会ハラスメント根絶条例」の制定等、議会におけるハラスメントに対し先進的な取り組みを行っている川越市議会の視察を行うことで、条例制定の経緯やその取り組み、制定までの過程やその後の効果等を視察することで、今後の本市議会における議会運営の参考とし、その先進的な取組等を、本市議会のハラスメント調査・対策並びに議会運営へ生かすことを目的としその実施を行うものである。
調査事項	【川越市議会ハラスメント根絶条例】 1. ハラスメント根絶条例の概要について 2. ハラスメント根絶条例制定の経緯について 3. 条例素案の検討機関について 4. ハラスメント根絶条例制定後の執行部との関係性について 5. 研修等の実施状況について
考察（各委員の考察を列記）	<ul style="list-style-type: none"> ・ セクハラは法的責任を問われる行為であり、同じ言動でも個人によって受け取り方が違うため、簡単に考えてはならない。職員や議員個人の人権を尊重（守る為）する為には、ハラスメントに対する条例を早急に制定すべきとおもいます。川越市では相談窓口も設置し、また、外部相談窓口もあり、職員や議員が市民のためにしっかりと働ける職場づくりに行きたい。議員と執行機関の間にはハラスメントの種が眠っていることを忘れずに行きたい。同時に議員の政治倫理の検討も必要。 ・ 川越市議会においては、根絶条例を作らざるを得ない事案が発生（告発や裁判等）していた。浦添市議会においても議員からのハラスメントが職員アンケートにより少なからずあるということが確認されているが、川越市議会の事務局からもあったように人によっては曖昧であることもある。議員と職員という立場上の違い・意見の違いがあるのは仕方がないことだと感じるが一人の人としてお互いに丁寧な姿勢・そして相手との適度なコミュニケーション、意思疎通が必要であると感じた。条例にむけては第三者をいれてのものとなったが、様々な意見を取り入れていく上で良い進め方だと感じた。ハラスメント根絶条例に基づき、年1回ハラスメントの研修を行っているとおったが予算面や講師等の調整が難しいとのことであった。ハラスメントを防止する上でも、浦添市議会においても積極的に研修にも取り組んでいくべきだと感じた。川越市議会での課題も行う上では、考えていきたい。

- ・ 条例のきっかけは、議会議務局の議事課の職員が定例会中に弁護士を通じて、ハラスメントをしたとされる議員の謝罪と議会への再発防止を求める申し入れを行ったことだった。議会の対応として、第三者委員会を設置して調査することになるが、議会の附属機関設置について自治法上の定めが無いため、要綱の中に第三者委員会の設置を位置付けた。第三者委員会の調査の結果、ハラスメントと認められた事例があったが、当該議員は議員辞職していたものの、ハラスメントの事実を認める事なく名誉毀損の裁判を起こすが後に事実を認め和解したという。条例の制定については、ハラスメントの事件後、議会の改選を経て、4年かけて制定に至った。議会として、毎年ハラスメント防止の研修会を行っている。ハラスメントの扱いは難しいところがあるが、川越市の事例では、ハラスメントを受けた職員が議会に弁護士と一緒に申し入れを行い、メディアにも取り上げられた事で、条例制定まで至った事が分かった。しかしながら、条例があっても、ハラスメントの認定については第三者委員会が認定しても議員自身がそれを認めない限りは議会として対処することは難しく、ハラスメント防止の取り組みをしっかりと行い議員の意識改革に重点が置かれている。ハラスメントの認定については最終的には当事者同士の裁判で決着をつけなければいけない状況である。
- ・ ハラスメント相談窓口として、外部への相談窓口の設置、弁護士事務所への委託の試みは相談者からしても、相談しやすい環境だと思う。今後当市においてもそういった相談窓口も必要だと感じた。
- ・ ハラスメント根絶条例をいち早く立ち上げた川越市議会で、多くのことを学ぶことができた。条例の制定にあたり目的、議長の責務、議員の責務がきめ細かくまとめられていた。研修等において、議長はハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対して必要な研修を実施しなければならない。また、職員向け防止指針、ハンドブック等も作成されている。本市議会も取り組む要素があるのではないかなと思う。第三者委員会の立ち上げでは、大学教授や弁護士の先生方や学識経験者などで構成されている。本市も職員の良好な職場環境充実を目指してほしい。今後ハラスメントを減少させるには、ボイスレコーダーの活用が望ましいと思う。
- ・ 私たち議員の研修で市民の付託を受けた市議会議員、市長並びに全ての職員は、市政の権能と責務を深く立場を自覚することで、福祉向上により努めていかねばならないと今一度確認した。ハラスメントの業務への支障につながって市民サービスが低下し、信用信頼を失わないようハラスメントの防止根絶に努めなければならないと再確認することができた。条例の施行に関し、必要な事項委任16条は指定管理の指定に関し議員が遵守しなければならない事項を規定しているが、第8条の確認は参考になった。
- ・ 条例制定については、当事者となる元議員がいて、条例制定に至った。条例がない時に、女性職員から「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する厳重注意及び再発防止」について議長に申し入れがあったが、議会の附属機関の設置について自治法上の定めがないため、課題が残っていたが、川越市議会は要綱で設置しその後条例制定で定めることができている。浦添市としても職員に対するパワハラがある等議会でも出ているので考える必要があると思う。
- ・ 令和5年度議会運営委員会行政視察にあたり山木議長をはじめとする担当職員の皆様ご丁寧な説明そしてご対応に感謝申し上げます。昨今のハラスメントを理解することは社会の常識となっている。そして、ハラスメント行為が行われた場合、当事者に対して社会的な対応が求められている。それは、議員という公職な立場の人でも社会と同等な常識が求められている。今回の川越市議会ハラスメント根絶条例はハラスメントが引き起こす様々な弊害を迅速に議会として取り組む条例となっていた。併せて、ハラスメントの根本は個々の倫理観が大きな影響する観点から、川越市議会議員政治倫理条例を制定されていた。政治倫理条例を制定することで、議会で統一された倫理観を市民に対して明示できることと、市議会議員としての在り方と議員個人の資質向上に大きな影響を与える。市民が求める議員の姿を明確にすることで、市民に開かれた議会・求められる議会となってくると感じた。浦添市議会でも統一された倫理観を市民へ周知していくことで、多くの市民が議会へのさらなる期待と関心を持ってもらえると思う。今回、川越市議会の取り組みを浦添市議会として参考にして取り組みたい。



視察日	令和6年1月17日（水）
視察先	東京都目黒区 人口 279,520 人 （令和6年1月1日現在） 市面積 14.67 km ² 議員定数 36 人
視察市の概要	目黒区は、東京23区の南西部、武蔵野台地の東南部に位置し、目黒川、呑川による谷地と目黒台と呼ばれる台地が織りなす起伏に富んだ地形で、坂の多いまちをつくり、面積は14.67km ² で23区全体の2.3%、23区中16番目の広さである。交通の利便性が高く、都心に近い良好な住宅地として発展してきた。また、文教施設が多く、歴史に彩られた文化の香り高いまちであることや、「自由が丘」「中目黒」などのおしゃれな商業地もあり、多様な側面をもつまちを形成している。令和2年度に実施した目黒区世論調査では、区での定住意向として「ずっと住んでいたい」「当分の間は住んでいたい」の回答割合が94%を占め、その推移は、平成11年度以降95%前後の高い割合を保ち、住民満足度の高い特徴がある。
調査項目	目黒区議会BCP（業務継続計画）について
調査理由	沖縄県は台風襲来の頻度が高く、風水害発災時の解決すべき課題が多い。また、近年の全国的な災害では、地震、津波の災害があり、本県においても台風襲来のほか、あらゆる災害を想定しなければならない。目黒区議会においては「区議会BCP（業務継続計画）」を策定し、災害等の現場で「議員」が果たす役割は大切なこととして、個人としての「議員」が把握した被災地域の情報・要望を、組織である「議会」が集約し執行機関へ伝える、行政とのパイプ役として重要な役割を担い、住民の安全安心の一助となっている。このことから、目黒区議会の先進事例を本市議会の防災対応の参考とするため視察を実施する。
調査内容	<p>【調査事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目黒区議会BCP（業務継続計画）の概要について 2. 区の地域防災計画等との関係について 3. 災害発生時（主に風水害）の議会・議員の役割について
考察（各委員の考察を列記）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命と財産をまもるため、平常時から災害発生時に迅速、的確に対応ができる業務継続計画（BCP）の策定し議会として組織的に、議長を中心とて執行機関と連携し、災害等に対応していく、議会は市民と行政のパイプ役であり、重要な役割となります。又、目黒区議会のように議員の防災士の資格取得にも積極的に取り組んでその知識や技能を地域の防災活動に活かし、市民が安心安全に暮らせる市であるように議会と執行機関が一体となり、既に策定されている防災会議運営規定、防災会議条例を見直し、BCPを含む規定。会議条例を見直しを検討すべきだと思います。 ・ BCPについては議長が権限を大きく持っていると感じた。浦添市議会においては昨年の台風6号において複数議員が同一箇所の災害状況を担当課へ連絡や、確認をしたりと現場サイドが対応に追われていたとの情報もあった。本取り組みについては浦添市議会においても取り組んでいかないといけないと感じた。しかしながら、あくまで議員個人としての連絡ではなく議員全員からの報告という形であることから、責任所在については、明確に行わないといけない。また、元日の能登半島地震レベルで議会が開会されるのか等についても明確に行うべきだと感じた。議員内で防災士資格の取得を進めており、費用負担も行っているとのことだったが、予算の兼ね合いもあることから浦添市議会においても議論が必要だと思う。 ・ 目黒区議会のBCPについて、以前は「申し合わせ」などで災害時の対応を定めていたが、東日本大震災などの大規模災害などの発生を考慮し、BCPの作成に至った。災害時には、議員それぞれの情報を議会としてまとめた上で執行部との連携を行っていく。災害時には区として対策本部が設置されるが、それに対応して議会では、対策会議が設置され、対応していく。その対策会議の組織編成の仕方や運営の進め方が規定されている。目黒区の課題として、職員の半数以上が区外に住んでいるため災害時に職員が区役所に参集し、災害対応できるかが課題であり、区内に住む議員の果たす役割は大きい。 ・ 沖縄県は台風災害が主たるものだが、昨今の災害を見ると地震などを含めあらゆる発災が想定される。よって、当市及び当議会においても、市民の生命・財産を守るためにも、本市の災害対策本部と連動・連携した業務継続計画の策定が急がれると感じた。

- 目黒区議会災害等対策会議の組織図がしっかりと明確にきめ細かく組織化されていて、特に新型インフルエンザ等や新型コロナウイルス感染症等の本部が設置されていた。また、今後、想定外の災害等の発生により区において対策本部に準じた組織が設置された場合についても同様の対応を行うとのことであった。特に印象に残ったことは、議員の役割で災害等が発生した時は、自身の安否と居所や連絡場所及び被害状況等の情報を災害用伝言ダイヤル、メール一斉送信171を活用していることであった。今後、本市議会として災害等のマニュアルを整備する必要があると感じた。
- 災害の発生時における議員、議会の対応方針等、勉強になりました。区民の生活を脅かすような様々な危機に対し、議会の立場のルールが明確になっていくことが大きな課題になっている。そして我が浦添市も連絡体制を活かせると思います。それは地域防災計画や5中学区ごと自治会組織の連絡体制で議員、議会、事務局職員の行動が重視される。目黒区では防災士資格取得の取り組みも活かしている。議会がいろんな市民のための様々な危機に対して業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）で市長に対する協力対応の重要性が参考になりました。
- 新型コロナウイルスの時や、いつ災害が起きてもすぐに対応出来るシステムだと思った。初期、中期、後期など、どのような行動が必要で、議会の動き、議員の動きや、情報のあり方など勉強になった。浦添市議会としても議員の動きなど、統一した考えも必要と思う。
- 令和5年度議会運営委員会行政視察にあたり小野瀬議長をはじめとする担当職員の皆様ご丁寧な説明そしてご対応に感謝申し上げます。目黒区議会BCP（業務継続計画）を視察させて頂き、改めて必要性を感じた。沖縄県も他府県同様にいつ起こるか分からない災害に常に備えなければいけない。市町村ごとに地域ハザードマップの作成や備蓄倉庫・備蓄品の整備を行なっているが市議会機能も同様に強化する必要がある。BCP（業務継続計画）は災害が起こった時迅速に対応するため必要な行動計画である。議会BCPとは被災した地域と市民に対する確かな支援等を行政と一緒に進んで行なっていく計画であり、災害が発生しても議会機能を維持するスキームをしっかりと優先順位を明確化した計画のことをいう。今回、視察をした目黒区議会では議会BCPをより具体的に作っており、議会機能を維持するための議員個人の行動計画まで作られていた。説明の中では3年前のコロナ禍でこのBCPを活用して混乱を最小にしながら議会を円滑に開催することができたと話していた。今回、視察をして議会BCP（業務継続計画）の議論は浦添市においても必要なテーマであり、今後議会の中で議論していかないといけない。議会BCPと行政側のBCPがしっかり機能する計画が求められる。

